

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	北須田 (北須田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域に50歳代までの農業従事者がいなく、今後の後継者育成は他の地域か地域の青年層を対象としなくてはいけない為、魅力ある営農環境を構築する必要がある。また、改良工事が完了した農地が大半を占めているが、改良区の施設は更新時期をすでに迎えており、今後事業を進めるのに多額の費用が必要となり、地権者への負担が増加し農地維持の先が見えない状態である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米・麦・大豆を中心に野菜の作付けを拡大しつつ、地域の労働力を活用できる出荷形態を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現時点では集約できているため、今後、より広域に検討される際には再度取り組んでいく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地権者から中間管理機構を活用できるように耕作契約の環境整備を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
小区画の農地を大区画に出来るように地権者への理解を求める事で、隣接農地の地権者協調を促進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業経営の収益の向上を目指し、地域の協力体制を構築する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①獣害防止柵の地域での保安全管理する。				
②有機栽培に取り組んでいく。緑肥や有機資材活用による肥料資材の低減をする。				